

平成 19 年度分市民税・県民税減額申告書

還付金	
有	無

※ 太枠部分を記入してください

船橋市長 あて 受付印	現住所		整理番号	別記第三号様式
	平成 20 年 1 月 1 日 現在の住所		電話番号	
	平成 19 年 1 月 1 日 現在の住所			
提出年月日	フリガナ		生年月日	
年 月 日	氏名		明治 大正 昭和 平成	年 月 日

平成 19 年度分道府県民税及び市町村民税について、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 6 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同法附則第 6 条第 3 項及び第 12 条第 3 項の規定により申告します。この申告に必要な所得情報に関する書類の添付等について市町村長に委託します。

備考 この申告書は、平成 20 年 7 月 1 日から同月 31 日（同月 1 日以後にこの減額措置の適用を受けられる状態となったときは、当該状態となった日から 1 月を経過した日の前日）までの間に、平成 19 年 1 月 1 日現在における住所所在地の市町村長に対して提出してください。

-----（以下の部分は納税課提出用です。切り離さないで下さい）-----

整理票 No.

市税還付金口座振込指定届兼委任状

住所 〒 _____

氏名 _____

委任状	
_____ 年 月 日	
この還付金の受領を代理人に委任します。	住所 _____
	口座名義人 _____
	氏名 _____
住所 _____	委任者 _____
氏名 _____	(印)

ふりがな		
口座名義		
電話番号		
振込先	信用金庫	
	農協	
	銀行	
	支店 No.	_____
	支店	
種目	普通 ・ 当座 ・ 総合	
口座番号	No. _____	

注意事項

1. 還付金が発生するしないにかかわらず、後日市民税課より可否通知を送付いたします。
2. 請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状の欄に忘れずに記入してください。
3. 市民税・県民税等の未納金にかかわる徴収金がある場合は、還付金を充当させていただきます。その結果、還付金が 0 円になることがありますのであらかじめご了承ください。

- ゆうちょ銀行（郵便局）の口座には振込みできません。恐れ入りますが、ゆうちょ銀行以外の口座をご指定下さい
- あて名・口座名義人等必要事項に記入なき場合、振込むことができませんので注意してください。

還付金	
有	無

記 載 例

還付金	
有	無

平成 19 年度分市民税・県民税減額申告書

※ 太枠部分を記入してください

船橋市長 あて 受付印 減額措置を受けようとする方のご住所・お名前等をお書き下さい	現住所	千葉県船橋市湊町〇-〇-〇	整理番号	別記第三号様式
	平成 20 年 1 月 1 日 現在の住所	千葉県船橋市湊町〇-〇-〇	電話番号	
	平成 19 年 1 月 1 日 現在の住所	千葉県船橋市宮本×-×-×	0 4 7 4 3 6 - 〇〇〇〇	生年月日
	ふりがな	ふなばし たろう	明治 大正 昭和 平成	〇〇年〇〇月〇〇日
年 月 日	氏名	船橋 太郎	(船橋印)	

平成 19 年度分道府県民税及び市町村民税について、地方税法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 7 号）附則第 6 条第 1 項及び第 12 条第 1 項の規定の適用を受けたいので、同法附則第 6 条第 3 項及び第 12 条第 3 項の規定により申告します。この申告に必要な所得情報に関する書類の添付等について市町村長に委託します。

備考 この申告書は、平成 20 年 7 月 1 日から同月 31 日（平成 20 年 7 月 1 日）に適用される法律（平成 20 年法律第 1 号）による改正が行われた法律（平成 20 年法律第 1 号）の施行期日（平成 20 年 7 月 1 日）から 1 月を経過した日の前日）まで提出してください。

減額措置を受けようとする方のご住所・お名前等をお書き下さい

振込先についてお書き下さい
※ ゆうちょ銀行の口座には振込みできません

----- (以下の部分は納税課提出用。切り離さないで下さい) -----

市税還付金口座振込指定届出委任状

住所 〒270-0157
 千葉県船橋市湊町〇-〇-〇
 氏名 船橋 太郎

ふりがな	ふなばし じろう	
口座名義	船橋 次郎	
電話番号	0 4 7 - 4 3 6 - 〇〇〇〇	
振込先	船橋	信用金庫 農協 銀行
	支店 No.	1 2 3
種目	普通 ・ 当座 ・ 総合	
口座番号	No. 1 2 3 4 5 6 7	

委任状	
	年 月 日
この還付金の受領を代理人住所 船橋市湊町 に委任します。口座名義人 ×-×-×	氏名 船橋 次郎
住所 船橋市湊町〇-〇-〇	委任者 氏名 船橋 太郎

注意事項

1. 還付金が発生するしないにかかわらず、後日市民税課より可否通知を送付いたします。
2. 請求者と口座名義人が異なる場合は、委任状の欄に忘れずに記入してください。
3. 市民税・県民税等の未納金にかかわる徴収金がある場合は、還付金を充当させていただきます。その結果、還付金が 0 円になることがありますのであらかじめご了承ください。

● ゆうちょ銀行（郵便局）の口座には振込みできません。恐れ入りますが、ゆうちょ銀行以外の口座をご希望の場合は、減額措置を受けようとする方以外の口座に振込を希望される場合のみ、記入してください。

● あて名・口座名義人等必要事項に記入なき場合は、お送りできませんので注意してください。

減額措置を受けるご本人の口座に振込を希望する場合は、無記入でかまいません

還付金	
有	無